保育内容/領域における「遊び」の視座の再構築 —playworkからのアプローチ—

清 水 将 之 (2019年1月17日受理)

要旨

乳幼児教育において、育みたい資質・能力は3つの視点と5領域を通した、「遊び」を中心とした生活や活動の基礎を培いながら育まれるものである。そして、その遊びは子どもにとって「主体的・能動的」なものでなければならない。しかし、子どもの主体的・能動的な遊びを大人の不適切な介入により、遊びの重要かつ繊細なプロセス(過程)を崩壊させている。

そこで本研究では、資質・能力からみた遊びの重要性、遊びが子どもにとって主体的・能動的であることの根拠を「児童の権利に関する条約」から再検討する。そして、乳幼児教育や乳幼児教育の臨床における保育内容/領域を通した遊びに対する視座を「playwork」からアプローチするものである。乳幼児期に育む資質・能力とは、「遊びに向かう力」なのかもしれない。

キーワード 遊び、資質・能力、主体的・能動的、 保育内容/領域、児童の権利に関する条約、playwork

I. 緒言

スポーツ庁が発表した、「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、体力・運動能力の高い児童生徒の特徴として、幼児期に外遊びをよくしていた児童を挙げている。そして、日常的に運動し、体力も高いことも報告されている¹⁾。また、昭和60年頃と比較すると、握力及び走、跳、投能力の項目は、依然として低い水準になっていることも報告されている(除く、中学生男子及び高校生男子の50m走)²⁾。この体力・運動能力に関する調査は、1964(昭和39)年以降実施されており^(注1)、相当な知見とデータの蓄積があり、世界中でも類例のないものである³⁾。しかし、本調査でも述べられている通り、昭和60年頃以降と比較しても、子ども(小学生)の運動能力や体力は向上していないのである。その要因や原因はどこにあるのだろうか。例えば、「体力・運動能力調査」が開始された当時より、生活様式の激変や環境要因によるところが大きいという分析が既になされているのであ

I

る^(注2)。本調査でも、乳幼児教育における遊び(結果では、外遊びとして指摘している)が、その後の成長過程における運動習慣、体力に影響を及ぼしていると指摘している。このことを証左するものとして、特定の種目の運動技術の向上を目的とした指導が子どもの育ちを阻害すること、外部指導者による特定の種目の運動指導が子どもの運動能力に寄与しないことが明らかにされている $^{4)}$ 。つまり、こうした、体力や運動習慣の問題の根本は、乳幼児教育におけるペタゴジー(pedagogy)の問題であり、特に「遊び」対する保育者等の視座にあると考えられる。

ところで、我が国の乳幼児期の子どもの教育を担う機関として、保育所、幼稚園、幼保連 携型認定こども園が存在する。その教育の多くを担うのは保育者(保育士、幼稚園教諭そし て保育教諭)である^(注3)。これらの者は国家試験を受験し合格するか、指定保育士養成施 設あるいは教職課程を有する短期大学、大学や一部の専修学校等で所定の課程を修了する必 要がある。幼稚園教諭は教職課程として、教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則 が、2019(平成31)年4月1日改正・適用される。幼稚園教諭免許の授与を受ける場合、そ れまでの「教科」に関する科目について「領域及び保育内容の指導法に関する科目」(第二欄) となり、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法(情報機器の操作及び教材の活用を 含む。)」となる。保育士は、保育士養成課程として、指定保育士養成施設の指定及び運営の 基準が2018 (平成30) 年4月27日に改正され、2019 (平成31) 年4月1日より施行される。 系列数はそれまでの5系列から4系列に整理、統合される。とりわけ、「保育の表現技術」 の系列は廃止され、「保育内容の指導法」に収斂される。今般、前回から10年ぶりに保育所 保育指針(以下、「保育指針」とする。)、幼稚園教育要領(以下、「教育要領」とする。)に 改訂され、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「教育・保育要領」とする。)が 初めて改訂された^(注4)。教職課程、保育土養成課程、保育指針、教育要領、教育・保育要 領などの改訂は、全て連関性のある事象なのである。つまり、前述した、乳幼児教育におけ るペタゴジー(pedagogy)の転成が、保育者養成課程に求められているのである。

そこで、本研究は乳幼児教育や乳幼児教育の臨床 $^{(\dot{\mathbf{t}}5)}$ における保育内容/領域の遊びの 視座を、従来の「教科」的思考から新たな視座である「playwork(プレイワーク)」(以下、「playwork」とする。)を「児童の権利に関する条約」 $^{(\dot{\mathbf{t}}6)}$ を参照しながら再構築するもので ある。若干の知見を得たので、ここに報告する。

Ⅱ.先行研究の検討

2

乳幼児教育や乳幼児教育の臨床における遊びに関する研究の蓄積は膨大である。そして、子どもの育ちや遊びの視点として、保育内容や領域(保育指針、教育要領、教育・保育要領における)を通した研究の蓄積も多く存在する。しかし、乳幼児教育や乳幼児教育の臨床における、遊びに関する研究の視点や視座は雑駁とした様相を呈している。その例として、保育者における遊びの指導方法、特定の運動や種目を挙げ完遂程度の可否を評価するものである。無論、その完遂程度の可否(簡単に言えば、できたかできなかったか)を科学的手法(注7)

により、その要因を明らかにすることを否定するものではない。しかし、今般の保育指針、教育要領、教育・保育要領の改訂の流れ、日本の国内事情特有な乳幼児教育の状況を鑑みたとしても⁵⁾、子どもにとっての遊び重要性は児童の権利に関する条約を日本が批准していることからも、子どもにとっての遊びの必要性と主体的で能動的であること、ならびに保育者の子どもの遊びに対する視座を改めて再構築する必要があると思料する^(注8)。

本研究で枢要となる視座は、小林寛道、河邉貴子、無藤 隆などが既に指摘しており、拙著においてもこれらを概観した上で看過できない極めて重要な言説であることを示してきた。が、これらの言説は既出である。今回、子どもにとっての遊びの重要性、視座の再構築としてplayworkを提案する。日本におけるplayworkの研究は、教育心理学や教師教育学の武田信子やTOKYO PLAYの嶋村仁志によるところが大きい。特に、嶋村はPlay Wales & Bob Hughesによる "The First Claim … a framework for playwork quality assessment" (邦題:プレイワーク 子どもの遊びに関わる大人の自己評価) 7) の訳者として、そしてプレイワーカーとしても多くを担っている。しかし、日本国内において、playworkや子どもの遊ぶ権利に関する知見の蓄積は、その途上にあると言える。また、このplayworkの重要性は、乳幼児教育や乳幼児教育の臨床ではなく、放課後の子どもの過ごし方や居場所といった、学童期の子どもの遊びにあり方において漸く耳目を集め始めているのが現状である(注9)。よって、本研究ではこのplayworkを枢要に置きながら、乳幼児教育ならびに乳幼児教育の臨床における遊びの視座を再構築することは意義のあることであると評価する。

Ⅲ. 育みたい「資質・能力」からみた「遊び」の最重要性

今般の保育指針、教育要領、教育・保育要領の改訂の要諦は、乳幼児教育の積極的な位置づけと、育みたい3つの「資質・能力」が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として具体的な姿が提示された^{8)(注10)}。こうした資質・能力は、5領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)を通した、遊びを中心とした活動を通じて育つものである。また、保育所や幼保連携型認定こども園では、保育指針、教育・保育要領においても、乳児保育(乳児期の園児)と1歳以上3歳未満児(満1歳以上満3歳未満の園児)も発達(年齢)区分が示され、乳児保育(乳児期の園児)では3つの視点^(注11)、1歳以上3歳未満児(満1歳以上満3歳未満の園児)では5領域を通した保育が示されている⁹⁾。これは3歳以上(満3歳以上の園児)と同様に、3つの視点と5領域を通した、遊びを中心とした生活や活動の基礎を培うものである。

このように、3つの視点あるいは5領域を通した遊びを通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が育みたい資質・能力である。その具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が示されているのである。つまり、子どもの育ちにとって、遊びは欠くことのできない営みであり、乳幼児教育において3つの視点や5領域を通した保育や教育によってなされるものであることが確認できた。

次に、資質・能力と遊びの最重要性を検討してみたい。乳幼児期および乳幼児教育におけ

る資質・能力を育てるために「主体的・対話的で深い学び」が必要であることが中央教育審議会の答申に盛り込まれている¹⁰⁾。そもそも子どもにとっての遊びは「主体的」なものであり、自ら深い学び^(注12)の中で、自己を成長させるための成長過程を伴っているものである。「対話的」の根本には「批判的思考の涵養」の文脈が重要である。乳幼児教育の臨床では、子どもが遊びを常に変化させ、子ども同士あるいは子どもと保育者間で遊びそのものを変化、変質させている。この行為は提案や意見表明である。こうした積み重ね(協同する経験)が批判的思考の涵養になると言える。

教育心理学の秋田喜代美は、「動きを言語化すること、語彙を持つことが、子どもの意識化につながるのだと思いました。(中略)色々な動き方をしながら語彙を獲得していく。言葉と体の関係を子どもが実感することがすごく大事かもしれないですね。」と述べている¹¹⁾。遊びは身体を動かす際に語彙(言語)を生成することになり、資質・能力を育む上での重要性を改めて顕露しているのである。OECDが2015年に実施したPISA(Programme for International Student Assessment)テストの結果では、小学校時期の身体能力や健康が学力得点を予測されることを明らかにしている¹²⁾。

数理論理学を専門としAI(Artificial Intelligence)研究の先駆者である新井紀子らが実施した、2019年度から実施予定の「高校生のための学びの基礎診断」の試行調査として、累計 2万5000人のリーディングスキルテスト(RST) 13)を継続して実施しデータを収集している 14)。その主な結果は次の通りである。

- ・中学校を卒業する段階で、約3割が(内容理解を伴わない)表層的な読解も理解できない。
- ・学力中位の高校でも、半数以上が内容理解を要する読解はできない。
- ・読解能力値は中学生の間は平均的には向上する。
- ・読解能力値と家庭の経済状況には負の相関がある。
- ・通塾の有無と読解能力値は無関係である。
- ・読書の好き嫌い、スマートフォンの利用時間、学習時間の自己申告結果などと基礎的読解力に相関はない。

この結果は喫驚するものである。

保育指針、教育要領、教育・保育要領の改訂の背景には、2030年前後の日本の就業構造のうち、約半数の職業でAI等による代替可能性があることを想定しているからである¹⁵⁾。今後、AIの瀰漫により、産業構造と就業構造の変化、資質・能力や既存の学力観の転換も余儀なくされるであろう。その際に、AIの持つアビリティーと正対するものが、創造性、協調性、非定型(個別対応)などであり、様々な意味を読みこなす力、つまり読解力である^(注13)。

保育指針の改訂で核心的な役割を果たした汐見稔幸は、保育所の「幼児教育の積極的な位置づけ」について、乳児保育における3つの視点の設定の訳柄として、子どもの貧困問題とリテラシーを関連付けて次のように説明していた。それは、乳児保育における保育者の「応答的な関わり」が言語や言葉を獲得するきっかけとなり、その後の社会を生きていく上での「生きる力」になってゆくからである¹⁶⁾。こうした生きる力である資質・能力は遊びから育まれるものである。

Ⅳ.「遊び」が子どもにとって「主体的・能動的」であることの根拠

乳幼児ならびに乳幼児教育において育みたい資質・能力は、遊びを通して育つものである。 そして、子どもにとって遊ぶこの重要性は先に述べた通りである。次に、子どもの遊びや子 どもが遊ぶことの根拠を児童の権利に関する条約を参照し検討してみたい。

年	児童の権利に関する国際的保障名等
1924年	児童の権利に関する宣言(ジュネーブ宣言)
1945年	国際連合憲章
1948年	世界人権宣言
1959年	児童の権利に関する条約
1966年	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
1966年	市民的及び政治的権利に関する国際規約
1979年	国際児童年
1989年	児童の権利条約

表1 児童の権利に関する国際的保障の流れ

注:波多野里望『改定版 児童の権利条約』有斐閣, 2005. を参考に筆者作表。

同条約は、1989(平成元)年11月20日に第44回国連総会において採択されている。日本は1990(平成2)年9月21日にこの条約に署名。1994(平成6)年4月22日に批准。効力は同年5月22日に生じている。表1には児童の権利に関する国際的保障名(宣言、憲章、条約、規約など)を示した。同条約は54条から構成されている。具体的には、児童(子ども)の定義、差別の禁止、最善の利益、父母の権利・義務の尊重など多岐にわたる。子どもの遊びや子どもが遊ぶことの根拠として、第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)を筆頭に挙げることができる。同条は次の通りである。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

同条約は「児童」 17 (子ども)を対象としており、日本においては児童福祉法第 4 条で「満十八歳に満たない者」としている。また、子どもは年齢に適した遊び $^{(214)}$ に自由に参加する権利を有しているのである。この「遊ぶ」権利についてInternational Play Association: IPA(子どもの遊ぶ権利のための国際協会による「子どもの遊ぶ権利宣言」(1989年)と

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO(国際連合教育科学文化機関)による「大衆の文化的生活への参加および寄与を促進する勧告」(1976年)ならびに「芸術家の地位に関する勧告」(1980年)を踏まえた上で、「休息」と「余暇」も権利として取り扱った意義について高く評価をしている¹⁸⁾。また、子どもが遊ぶ際には、第12条(意見を表明する権利)、第13条(表現の自由)も参照することができる。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 (略)

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 (略)

先に述べた通り、乳幼児教育の臨床において、子どもの育ちや遊びは3つの視点や5領域を通して行うものであり、遊びや遊ぶこと、遊びを通して自己の意見を表明することや表現の重要性を示しているのである。同条約から、子どもはその年齢にふさわしい遊びを自由に行う権利があり、そして尊重されること。そして、意思表明や表現の自由についても、子どもの年齢(発達)や成熟度に従って相応に考慮される必要があるということである。ところで、同条約にはGeneral Comment(以下、「GC」とする。)が付されている。このGCは締約国が履行する際の指導や手引き、用語の解説などが記されており、「条約の義務に関する有益な分析を行った解説書といえる」と述べられている¹⁹⁾。特に同条31条のGCが2013年に出されているところであり、同条約の内容と遊びの権利について多様な角度からの検討がなされている。具体的には、「貧困下で暮らしている子ども」「障害のある子ども」「施設の子ども」「先住民族およびマイノリティのコミュニティの子ども」「紛争、人道的災害および自然災害の状況下にある子ども」などである(これらのことについて別途、検討の必要があると考えている)。

6

このように、遊びが子どもにとって主体的・能動的であることが必要であり、その根拠が同条約からも確然とすることができる。また、同条31条のGCで、同条の実現において対処すべき課題として、「遊びおよびレクリエーションの重要性に関する意識の欠如」²⁰⁾ が指摘されているのである。本GCと同様に乳幼児教育におけるペタゴジー(pedagogy)の問題を剔抉することにつながると思料する。

V. 「playwork」から遊びの視座を再構築する

playworkと子どもの遊びの重要性について、Play Wales & Bob Hughesはスタロック (Sturrock. G.) の研究を参照しながら「子ども時代の日常的かつ豊かな遊びの経験は、全ての子どもの最適な発達に絶対的に不可欠なもの」と示している 21 。この子どもの最適な発達については、W.H.O. 世界保健憲章でも「子どもの健やかな成長は、根本的な重要性を持つ。変化する様々な環境に順応しながら生きる力を身につけることが、成長のために不可欠」 22 と顕示している。playworkでは子どもの遊びを通した健やかな成長を阻害しているのは「大人」であると指摘し、とりわけ「遊び本来の〈大人が関わらない経験〉は、すでに、多くの子どもの生活から部分的または完全に失われつつある。」と指摘している。更に、不適切な大人の遊びへの「介入」が、遊びの重要かつ繊細なプロセス(過程)を壊し、子どもの深刻な発達の危機をもたらす前兆になると警告している。

playworkは遊びに関わる「大人の自己評価」である(評価者評価とも言える)。playwork での評価は「さまざまな遊び場で、子どもが遊ぶ体験の質を向上させ、豊かな子どもの体験 を保障するためのプロセス」²³⁾ としている。このplayworkでの自己評価を乳幼児教育の臨 床に関わる大人である保育者等に援用することが可能と考えられる。このplayworkでは自 己評価の対象となる存在について、プレイワーカー、運営者、保護者、保育所認証機関・検 査官、資金提供者、研修・教育担当者を挙げている。乳幼児教育を司る保育者は、プレイワ ーカー (playworker) と置換することも可能性を内包している。なぜならば、乳幼児教育は 遊びを中心とした生活や活動を通して子どもを育てるからである。playworkには、プレイ ワーカーが用意できる体験の分類を、素材の要素として「自然の要素(火・水・空気・土)」 「自分という存在を使う」「抽象概念を使う」「感覚を使う」という参考例を示している²⁴⁾。 乳幼児教育の臨床において、日常的に体験できるものと、体験が困難なものがある。例えば、 自然の要素である「火」は、運動場や屋外遊戯場で火を取り扱うことができない場合もあ る²⁵⁾。保育指針、教育要領、教育・保育要領の保育内容/領域「環境」では、「身近な環境 に親しむ」ことや「自然と触れ合う」ことが「ねらい」「内容」「内容の取扱い」に示されて いる。このような経験が、乳幼児教育の臨床でどのような形で取り入れることが可能かを検 討するのは保育者の役割であり(その必要性を認識していないことの方が重大な危機であ る)、「カリキュラム・マネジメント」を行うことの本質的な意味であると考える。

これまでplayworkの要点について概観してきたが、playworkは未だ開発途上にある。すでに、「イントロダクション」「危険」「プロセス」「基礎編」「中級編」までが編纂されている。「基礎編」「中級編」においては、評価票が示されている。なお、「上級編」については開発途上であり、「遊び場を利用する多くの傷ついた子どもにも対応できるように考えています。」とその可能性を示している²⁶)。

VI. 若干の考察とまとめ

次に、United Nations Children's Fund: UNICEF(国際連合児童基金)と公益財団法人 日本ユニセフ協会は「子どもの権利とスポーツの原則:Children's Rights in Sport Principles」を2018(平成30)年11月20日に発表する予定である。これは、「真に子どもの健全で豊かさに充ちた成長を支えるスポーツを実現するために、スポーツに関わるすべてのおとなが協力して取り組むための新たな指針」のことである²⁷⁾。児童の権利に関する条約において、全ての子どもが休息や余暇、年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動の権利を持つことからも、改めてこのスポーツの原則が提示されることは刮目すべき事である。子どもの遊び、そして子どもの「スポーツ」に関して改めて原則が示されることは熟視すべきことである。子どもの権利と子どもの遊びやスポーツに対する視座を改めて問いなおす証左と言え、子どもの権利とスポーツの原則:Children's Rights in Sport Principlesから再度検討の余地が残されており、次の課題としたいところである。

続けて、今般の保育指針、教育要領、教育・保育要領の改訂は近い将来、AIの瀰漫をその視野に入れていることを述べてきたが、内閣府はSociety 5.0 (注16)を第5期科学技術基本計画の中で提唱している²⁸⁾。Society 5.0は、「実現する社会は、IoT (Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。」²⁹⁾と見通しを示している。Society 5.0時代に日本社会は深刻な問題の主因となることが予見されることである、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることを希望的な目標を掲げているんpである。こで検討しなければならないのは、我々がこれらのことに、どのようなコミットメントが可能かということである。確かに、IoTで人と人は容易につながることは可能になるであろう。しかし、メディア・アーティストであり学際情報学の鬼才落合陽一は、既に超AI時代を予見した上で「身体性能のみしか、人間は機械に肉薄できない。」と看破している³⁰⁾。AIの瀰漫やSociety 5.0などが喧伝されたとしても、人間はその「身体性」から解放されることはないのである。乳幼児の身体(性)から出現するものは遊びなのである。

最後に、本研究の枢要となる視座として、先行研究の検討において河邉貴子の研究を取り上げた。河邉は杉浦 隆と子どもの運動能力に関する研究を行い、運動に関する指導を専門の指導員(体育指導員)が定期的に行う園の子どもよりも、行わない園の子どもの方が運動

能力が高いことを報告している³¹⁾。これは、乳幼児教育の臨床では大人が子どもに対し、運動(遊び)の指導を行わない方が、運動能力が向上することを示唆しているのである。乳幼児教育や乳幼児臨床における、大人(保育者)の一方的な遊びや運動の指導(介入)は不適切な行為となるわけである。つまり、遊びに対する視座は、保育者養成課程や乳幼児教育の臨床においても、旧来からその残滓が残ってきた教科的思考、ペタゴジー(pedagogy)から、playworkへの転成が必要であり、playworkの持つ有用性と可能性を確認することができたと言える。乳幼児期に育む資質・能力とは、「遊びに向かう力」なのかもしれない。

参考文献

- (1) Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne "The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?" Oxford University Engineering Sciences Department and the Oxford Martin Programme on the Impacts of Future Technology for hosting the "Machines and Employment" Workshop, September 17, 2013.
- (2) 波多野里望『改定版 児童の権利条約』有斐閣, 2005.
- (3) キャロル・アーチャー, イラム・シラージ著, 秋田喜代美監訳『「体を動かす遊びのための環境の質」評価スケール』明石書店, 2018.
- (4) OECD編著『OECD保育白書』明石書店, 2011.
- (5) 新井紀子『AI VS. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済. 2018.
- (6) ピーター・グレイ著, 吉田新一郎訳『遊びが学びに欠かせないわけ』築地書館, 2018.
- (7) 佐伯胖, 大豆生田啓友, 渡辺英則, 三谷大紀, 髙嶋景子, 汐見稔幸『子どもを「人間として みる」ということ』ミネルヴァ書房, 2013.
- (8) プレイ・ウェールズ&ボブ・ヒューズ著,嶋村仁志訳『プレイワークー子どもの遊びに関わる大人の自己評価』学文社,2009.
- (9) 落合陽一『超AI時代の生存戦略』大和書房, 2017.
- (10) 佐伯胖『学びの構造』東洋館出版社,1985.
- (11) ジョン・デューイ著, 市村尚久訳『経験と教育』講談社学術文庫, 2004.
- (12) 2018 保育所保育指針 厚生労働省.
- (13) 2018 幼稚園教育要領 文部科学省.
- (14) 2018 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府他.
- (15) 民秋 言編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』(第2版) 萌文書林,2016.
- (16) 清水将之「幼稚園教育要領における領域『健康』の変遷-保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して」淑徳大学短期大学部研究紀要, No.56, 2017, p.81-97.
- (17) 清水将之「幼稚園教育要領と幼稚園教育要領解説に関する計量的内容分析—『遊び』に着目した探索的研究—」淑徳大学短期大学部研究紀要, No.57, 2017, p.13-27.
- (18) 清水将之「保育者養成課程における体育の授業実践-教科から保育内容/領域の指導法への転換の試み-」淑徳大学高等教育開発研究センター年報.
- (19) 清水将之、相樂真紀子編著『改定版 内容・領域 健康』わかば社,2018.

注釈

- (注1) 当時の文部省により、国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることをも目的として、1964(昭和39)年度以来、「体力・運動能力調査」を実施している。1999(平成11)年度から「新体力テスト」に移行している。また、2008(平成20)年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施している。
- (注2) 体育社会学の先達である粂野 豊は1965年(昭和40)年の体育学研究の中で「体力や運動能力に及ぼす社会的条件の影響は極めて大きい。」と既に指摘している。粂野 豊、大木昭一郎、見戸長治「文部省における体力・運動能力調査結果の社会学的考察」体育学研究, No.13, Vol.5, 1969, p.55. なお、粂野は当時文部省体体育局スポーツ課に所属していた。
- (注3) 保育者は保育士、教諭(教師)、保育教諭を統括する言葉であり、保護者も含めての広く抱合する。本稿では、保育士、教諭(教師)、保育教諭を統括する言葉として使用する。ただし、乳幼児期の教育を司る諸施設は家庭の延長にあることを忘れてはならない。また、森上史郎は「保育者には教師と違った側面があることを見逃してはならない。」と述べている。
- (注4) 改定、改訂に関する標記は、民秋 言の研究に基づいて、拙著でも「改訂」を使用している。
- (注5) 頻出する言い方として「現場」がある。つまり乳幼児教育が行われている保育所、幼稚園 などを指していることである。今般の改訂において、乳幼児教育の積極的な位置づけがな されたこと、乳幼児期の子どもとの関わりは養護(生命の保持と情緒の安定)そして「応 答的な関わりや個別性」に十分に配慮した個別対応の原則がある。つまりひとりひとりの 子どもを大切に観るということになる。よって、本研究では「臨床」を使用する。
- (注6)「児童の権利に関する条約」は「子どもの権利条約」とも訳されている。本研究では日本政府の訳文として採用されている「児童の権利に関する条約」を使用することとする。
- (注7) 動作分析 (バイオメカニクス)。確かに、特定の動作や動きを分析し、有意差から完遂の程度を推論することは可能である。しかし、問題となるのはその特定の動作や動きに達するまでの過程である。
- (注8) 子どもの遊びに対する、いわゆる「まなざし」のことである。そのまなざしは発達理論、 児童の権利ということになる。
- (注9) 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会(座長:柏女霊峰)。2018 (平成30) 年7月27日に「中間とりまとめ」が出されている。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204398_00001.html その中でplayworkの重要性が記載されている。
- (注10) 今般の乳幼児教育の臨床では、外国籍、障害、宗教など多様な背景を持つ子どもが存在する。 ノーマライゼーション、インクルーシブ、共生社会の実現からして、必要なことである。 しかし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達目標ではないとされながらも、具 体的な姿で示されている。例えば、日本語を母国語としない外国籍児童にとって「言葉に よる伝え合い」は困難が予想され、「健康な心と体」は極めて重要な姿であると考えるが、 優生的思考が助長されることが否めない。今般の改訂にあたり、汐見稔幸が主宰する臨床 保育研究会「保育所保育指針の改訂について」(平成(2017)年3月14日(火)開催)にお いても、臨場した保育者等から再考が必要である主旨の意見が表明されていた。
- (注11) 3つの視点は「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと 関わり感性が育つ」から構成されている。今般の改訂において、指針、教育・保育要領と も第1章において「養護に関する基本的事項」(保育指針)、「生命の保持や情緒の安定を図

るなどの養護の行き届いた環境の下(以下、略)」(教育・保育要領)が明示されたことと その重要性を改めて指摘しておきたい。

- (注12) 乳幼児教育の臨床であれば、保育者等が構成した環境の中ということになる。
- (注13) 2018年3月20日に実施された、「第24回大学教育研究フォーラム」(主催:京都大学高等教育研究開発推進センター)におけるシンポジウム「人工知能に代替されない能力とその教育を考える」(松原 仁:公立はこだて未来大学副理事長兼教授、河野哲也:立教大学文学部教授、北野正雄:京都大学理事・副学長)での言及。文脈を読み取る力や行間を読む力でもある。これは人間関係にも合致することである。
- (注14)「レクリエーション」は保育指針、教育要領、教育・保育要領では使用されていない。解説 書においても同様である。ただし、小学校学習指導要領では出現している。教科との対比 で余暇とともにレクリエーションが使われているのではないかと邪推している。
- (注15) 教育要領や保育指針がそれまでの6領域から5領域に変更された際に、それまでの「教科」とは異なる思考を定着させる必要があった。この教育要領における「教科」的思考は教育要領が刊行された際から存在していた。保育者養成課程関係者はその点を認識する必要がある。また、今般の保育指針、教育要領、教育・保育要領改訂の要諦を肺腑に染み入れることが須要である。民秋 言編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』(第2版)萌文書林,2016. を参照されたし。また、清水将之「保育者養成課程における体育の授業実践―教科から保育内容/領域の指導法への転換の試み―」淑徳大学高等教育開発研究センター年報でも指摘している。
- (注16) 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0)。

注記

- 1) 2017, 平成28年度体力・運動調査結果の概要及び報告書について スポーツ庁. http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/k_detail/1396900.htm
- 2) 1) に同じ。
- 3) キャロル・アーチャー、イラム・シラージ著、秋田喜代美監訳『「体を動かす遊びのための環境の質」評価スケール』明石書店,2018,p.101.
- 4) 杉浦 隆、河邉貴子編著『運動発達と運動遊びの指導』ミネルヴァ書房、2014, p.51-52.
- 5) 小川博久『遊び保育論』萌文書林, 2010.
- 6) 清水将之「保育者養成課程における体育の授業実践-教科から保育内容/領域の指導法への転換の試み-」淑徳大学高等教育開発研究センター年報.
- 7) プレイ・ウェールズ&ボブ・ヒューズ著,嶋村仁志訳『プレイワークー子どもの遊びに関わる 大人の自己評価』学文社,2009. プレイ・ウェールズ(Play Wales) は英国ウェールズ議会 政府の出資を受けた、遊びのための組織である。
- 8) 2018 保育所保育指針 厚生労働省. 2018 幼稚園教育要領 文部科学省. 2018 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府他.
- 9) 前掲書5)に同じ(ただし、幼稚園教育要領を除く)。
- 10) 2016 (平成28年12月21日) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導 要領等の改善及び必要な方策等について 中央教育審議会.
- 11) 前掲書3) に同じ。p.82.

- 12) 義務教育修了段階の15歳の生徒が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する 課題にどの程度活用できるかを評価するもの。
 - OECD PISA2015 Result in Foucs. https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf
- 13) 基礎的読解力を調査するためのテスト。対象は小学校6年生、中学生、高校生、教育委員会、一部上場企業などで2万人を対象とした。また、新井紀子から2011年に東大ロボプロジェクトをスタートさせると同時に、日本数学会の「大学生数学基本調査」を督していた。その実施結果から、「学生の基本的な読解力に疑問を持ちました。」と述べている。東大ロボに読解力をつけさせるための調整を続けていたことが背景にある。新井紀子『AI VS. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済、2018. P.184.
- 14) 前掲書13) に同じ。p.228.
- 15) Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne "The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?" Oxford University Engineering Sciences Department and the Oxford Martin Programme on the Impacts of Future Technology for hosting the "Machines and Employment" Workshop, September 17, 2013.また、株式会社野村総合研究所とCarl Benedikt Frey and Michael A. Osborneが共同研究を行っている。昨今では一般的にフレイとオズボーンの研究と呼称されている。https://www.nri.com/jp/news/2015/151202_1.aspx
- 16) 汐見稔幸が主宰する臨床保育研究会「保育所保育指針の改訂について」(2017年3月14日(火) 開催)での汐見稔幸の発言。また、平成30年度全国保育士養成協議会のシンポジウム(平成30年9月15)において、陰山英男らによる被差別部落における学習支援の事例を挙げ、リテラシーの重要性を指摘していた上で、家庭の経済状況による格差の拡大を懸念していた。実際のところ、このような学力向上の試みに興味や関心を示したのは、生活に困窮する子育て家庭ではなく、比較的裕福な子育て家庭の保護者であったと語っていた。
- 17) 波多野里望『改定版 児童の権利条約』有斐閣, 2005. p.17-21.
- 18) 前掲書17) に同じp.220-223.
- 19) 増山 均、齋藤史夫編著『うばわないで!子ども時代』新日本出版社,2012,p.156. 波多野 里望『改定版 児童の権利条約』有斐閣,2005.
- 20) 前掲書17) に同じp.220-223.
- 21) 前掲書7) に同じ。p.12.
- 22) Constitution of WHO: principles. http://www.who.int/about/mission/en/清水将之、相樂真紀子編著『改定版 内容・領域 健康』わかば社, 2018.
- 23) 前掲書7) に同じ。p.17.
- 24) 前掲書7) に同じ。これは「初級編」に示されているものである。p.53-62.
- 25) 田中紹子「乳幼児の遊びの危機と必要な援助」子どもの権利研究, No.10. 2007, p.47-50. 現在では、都市化の流れで日常的に「火」に触れることはできないが、行事の際などを利用し、子どもが「火」に触れる経験を確保しているとのことである。
- 26) 前掲書7) に同じ。p.93.
- 27) https://www.unicef.or.jp/event/crsp2018/
- 28) 2016 (平成28) 年1月22日に閣議決定された。
- 29) 28) に同じ。
- 30) 落合陽一『超AI時代の生存戦略』大和書房, 2017, p.144.
- 31) 前掲書4) に同じ。